

政策会議付議事案書 (令和3年1月26日)

提案課名 都市整備課・まちづくり計画課・道路整備課・下水道施設課

報告者名 中原 慎吾 佐藤 靖浩 小林 勝 小宮 政美

<p>事案名</p>	<p>秦野駅南部 (今泉地区) 土地区画整理事業について</p>	<p style="text-align: right;">☑</p> <p>資料 無</p>
<p>目的 ・ 必要性</p>	<p>昭和54年に都市計画決定をした秦野駅南部土地区画整理事業の事業施行区域(30.4ha)のうち、尾尻地区(17.2ha)については、市施行の土地区画整理事業を平成11年度に完了し、残りの施行区域である今泉地区(13.2ha)については、地区の土地利用状況に併せて、「農地の区域・A地区」(以下、「A地区」という)、「都市計画道路沿道区域・B地区」(以下、「B地区」という)、「住宅の区域・C地区」(以下、「C地区」という)の3区域に区分し整備方針を検討することとしています。</p> <p>このうち、「A地区」は、組合施行の秦野駅南部(今泉荒井)土地区画整理事業(3.2ha)として平成28年3月に事業が完了し、「B地区」(2.8ha)は、平成27年12月に秦野駅南部(今泉)土地区画整理事業として市施行による認可を受け、現在、施行中です。しかしながら、建物移転交渉に多くの時間を要していることから、当初計画の令和4年度までに造成工事の完了が困難であるため、事業期間を5年間延伸することとしています。</p> <p>また、「C地区」(7.2ha)は、「B地区」である秦野駅南部(今泉)土地区画整理事業の整備状況を見据え、現道拡幅を基本に道路・下水道等の公共施設整備を土地区画整理事業によらずに整備することとし、都市計画法第53条の制限を解除するための検討を行っていますが、ライフラインの整備を早期に行うことを地元等から求められています。</p>	
<p>経過 ・ 検討結果</p>	<p>昭和54年 6月 秦野駅南部土地区画整理事業施行区域(30.4ha)の都市計画決定</p> <p>平成11年10月 秦野駅南部土地区画整理事業(尾尻地区)の換地処分</p> <p>平成20年11月 諏訪町まちづくり研究会により、A・B・Cの3地区に分けた整備方針の提言</p> <p>平成23年度 今泉地区全体の現況測量実施</p> <p>平成24年 8月 政策会議にて、3地区に分けて整備する方針及び組合土地区画整理事業の支援していくことを決定。</p> <p>平成24年12月 「A地区」が秦野駅南部(今泉荒井)土地区画整理組合設立認可を取得</p> <p>平成26年 2月 政策会議にて、「B地区」は市施行の土地区画整理事業を行うこと、「C地区」は、現況道路利用を基本に土地区画整理事業と同等の都市基盤施設の整備を行い、都市計画の制限を解除するための検討を行うことを決定。</p> <p>平成27年12月 「B地区」が秦野駅南部(今泉)土地区画整理事業認可を取得し、現在施行中</p> <p>平成28年 3月 「A地区」の秦野駅南部(今泉荒井)土地区画整理事業が完了</p>	

<p>決定等を要する事項</p>	<p>「B地区」の秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業の工事完了について、令和4年度から令和9年度まで5年間延伸することにより、「C地区」の道路拡幅等の都市基盤整備に遅延が生じるが、公共下水道については、「公共下水道施設整備計画」に基づき、先行して整備を進めること。</p>
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和3年2月 定例部長会議、議員連絡会及び秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業審議会へ報告</p> <p>〃 3月 今泉区画整理ニュースにより権利者へ個別配布</p> <p>〃 〃 諏訪町自治会に組回覧配布</p> <p>〃 〃 変更事業計画の公告</p>

小田急小田原線

資料

秦野駅南部（今泉地区）土地区画整理事業区域
約13.2ha

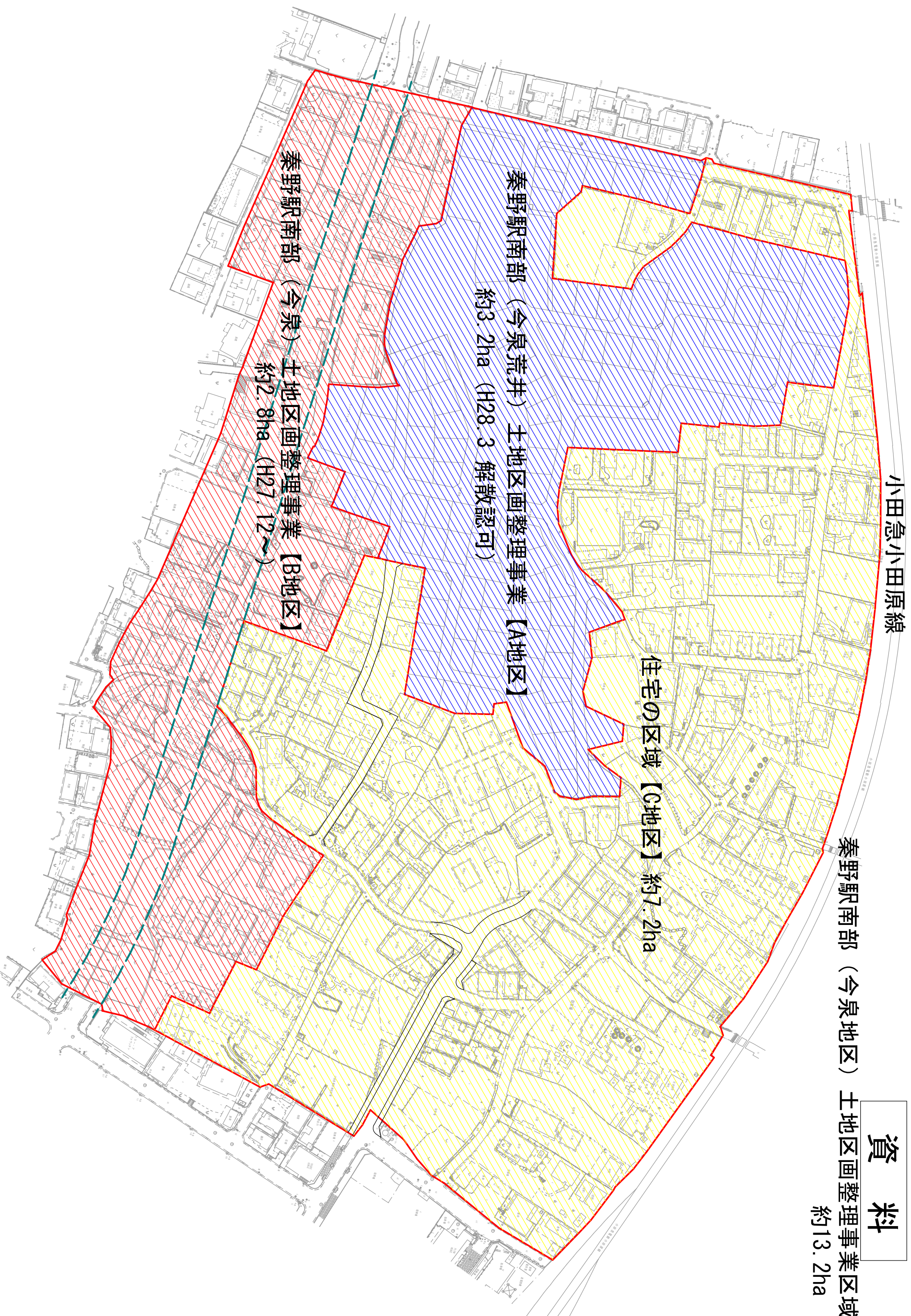
住宅の区域【C地区】約7.2ha

秦野駅南部（今泉荒井）土地区画整理事業【A地区】

約3.2ha（H28.3 解散認可）

秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業【B地区】

約2.8ha（H27.12～）



政策会議付議事案書 (令和3年1月26日)

提案課名 建設総務課

報告者名 齋藤 雄一

<p>事案名</p>	<p>行政代執行法に基づく放置車両の撤去について</p>	<p style="text-align: center;">(有)</p> <p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>平成27年12月に市が管理する道路に車両を2台放置されて以降、同一所有者の車両が現在市内3箇所合計6台放置されています。車両の所有者に対しては、口頭や貼り紙による警告、文書による通知など、再三にわたる行政指導を実施しましたが、いまだに撤去を行っていない状況です。</p> <p>現在、車両の撤去を命じる監督処分の手続きを進めていますが、それでも撤去を行わない場合、行政代執行法第2条に基づく放置車両の撤去の手続きに移行し、市において車両を撤去するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>別紙経過・検討結果のとおり</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政代執行法に基づく放置車両の撤去手続きに入ること。 2 車両所有者が期限までに車両を撤去しない場合、市が車両を撤去し、市有地等で保管すること。 	
<p>今後の取扱い</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年1月下旬 所有者へ「監督処分通知」送付（道路法、市道路条例に基づく通知） 2 " 2月2日 部長会議で報告 3 " 2月8日～ 市議会へ情報提供 4 " 2月上旬 所有者へ「戒告書」送付（行政代執行法に基づく通知） 5 " 2月下旬 所有者へ「代執行令書」送付（行政代執行法に基づく通知） 6 " 3月上旬 撤去期限 7 " 3月上旬 市議会及び関係自治会へ報告 8 " 3月中旬 車両の撤去実施（行政代執行に基づく実施） 	

経過・検討結果について

令和3年1月26日

建設総務課作成

1 車両の所有者

北矢名在住 70代男性

2 放置車両の概要

No.	場 所	道路名等	放置物	放置年度
1	鶴巻392番1 (大根川ポンプ場西側)	認定外道路・農道	車両3台	H27:2台 H29:1台
2	鶴巻2032番14 (大椿台下・東名側道)	市道鶴巻52号線	車両2台	H30
3	今泉1716番2先 (共栄牧場付近)	市道今泉5号線	車両1台	R元

3 主な経過

年月	内容
平成27年12月	鶴巻392番1に車両2台の放置を確認
平成29年 4月	所有者から撤去する旨の申立書の提出(上記車両2台)
〃 4月	鶴巻392番1に車両1台の放置を確認(計3台)
平成30年 5月	鶴巻2032番14に車両2台の放置を確認
令和 2年 1月	今泉1716番2先に車両1台の放置を確認
〃 4月	所有者から車両を移動する旨の念書の提出(上記車両6台)
〃 12月	車両の撤去を指導する通知を送付
令和 3年 1月	車両の撤去を命じる監督処分に先立ち、弁明機会付与通知を送付

4 検討結果

(1) 撤去方法

区分		撤去主体	考察
ア	道路交通法 違反	警察が処理	無車検車のため道路交通法の対象外
イ	民事訴訟	本人又は 市が処理	裁判に時間と費用が掛かる
ウ	廃棄物認定	市が処理	①所有者が自己所有を主張 ②車両走行に必要な装置が現存 →市が廃棄物認定することは困難
エ	行政代執行	市が処理	私物を法手続きによらず移転することは自力 救済禁止に抵触するため、行政代執行により 対応

※以上を検討した結果、行政代執行により放置車両を撤去する方法を選択

(2) 根拠法令

鶴巻2032番14及び今泉1716番2先の2箇所については、道路法第43条第2号に規定する禁止行為として、鶴巻392番1については、市道路条例第48条に規定する無許可占用に対する処置として扱う。

(3) 撤去後の保管方法

車両所有者の自己所有地は、荒廃地で廃棄車両や家電等が散乱している状態であり、近隣住民の迷惑となるため、市有地等で保管する。

政策会議付議事案書 (令和3年1月26日)

提案課名 高齢介護課

報告者名 渋谷 寛

<p>事案名</p>	<p>秦野市介護保険条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>1 介護保険料の基準所得金額の改正 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正に伴い、基準所得金額の一部を改正するものです。</p> <p>2 介護保険料額（保険料率）について 第8期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）に基づき、令和3年度から令和5年度までの所得段階別介護保険料額（保険料率）を据え置くものです。</p> <p>3 紙おむつ給付事業 平成27年に国・県が費用の一部を負担する地域支援事業の対象外とされましたが、事業の廃止・縮小に向けた具体的方策の検討を条件に、今年度まで激変緩和策として財源が措置されてきました。令和3年度以降は、「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて（令和2年11月9日付け厚生労働省老健局発）」により、例外的な激変緩和措置として、本人非課税者のみを支給対象者とすることが示されました。しかし、本事業は、介護家族の精神的・身体的・経済的な負担の軽減を図るうえで重要であり、課税者、非課税者ともに事業を継続する必要があるため、改正するものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>1 第8期計画における介護保険料の基準所得金額の改正 (1) 令和3年1月下旬 介護保険法施行規則の改正 (2) " 4月1日 同政令施行</p> <p>2 介護保険料額（保険料率）について (1) 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案） 令和2年12月4日 秦野市高齢者保健福祉推進委員会にて意見聴取 " 12月16日～令和3年1月15日パブリック・コメントの実施 (2) 介護給付実績や介護報酬の改定等を踏まえ、第8期計画における介護サービスの見込量を推計するとともに保険料基準額を算定</p> <p>3 紙おむつ給付事業 事業を継続するため、地域支援事業から保健福祉事業に位置付けを変更</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>1 第8期計画における介護保険料の基準所得金額は次のとおり決定すること。</p> <p>(1) 第7段階 : 前年の合計所得金額が120万以上210万円未満の人</p> <p>(2) 第8段階 : " 210万以上320万円未満の人</p> <p>(3) 第9段階 : " 320万以上400万円未満の人</p> <p>2 介護保険料額（保険料率）について</p> <p>(1) 介護保険給付費等準備基金は9億7千万円を活用し、保険料基準額を第7期計画と同額の月額5,390円とし、保険料率についても据え置くこと。</p> <p>(2) 第1段階から第3段階の介護保険料について、平成31年4月23日に政策決定された低所得者の軽減措置を引き続き適用すること。</p> <p>3 紙おむつ給付事業を「保健福祉事業」に位置付けること。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<p>令和3年2月上旬 高齢者保健福祉推進委員会に諮問 (第8期計画案について)</p> <p>" 2月上旬 高齢者保健福祉推進委員会から答申</p> <p>" 2月下旬 令和3年秦野市議会第1回定例会に議案提出</p> <p>" 4月1日 条例施行</p>

秦野市介護保険条例の一部を改正することについて

秦野市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 65歳以上の介護保険被保険者に係る令和3年度から令和5年度までの介護保険料について、令和2年度の額に据え置くこと。
- (2) 介護者への紙おむつ給付事業について、事業費の全額を介護保険料により負担する保健福祉事業に位置付けること。
- (3) 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、65歳以上の介護保険被保険者に係る基準所得金額について、第7段階及び第8段階の上限額を引き上げること。
- (4) 介護保険法施行令の一部改正に伴い、給与所得又は公的年金等に係る所得を有する者に係る介護保険料の算定方法の特例を定めること。

秦野市介護保険条例の一部を改正する条例

秦野市介護保険条例（平成12年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（保健福祉事業）

第3条の2 本市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の49の規定により、保健福祉事業として、紙おむつ給付事業を行う。

第4条第1項の表以外の部分中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同項の表第6号中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする」を加え、同表第7号中「200万円」を「210万円」に改め、同表第8号中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「第1項」を「前項」に改め、「令和2年度の」を削り、同項各号中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附則に次の3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する特例）

16 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同表第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（その額が零を下回るときは、零とする。）によるものとし、租税特別

措置法」とする。

- 17 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。
この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 18 第16項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第15号 秦野市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧																		
<p>(規則への委任) 第3条 (略) <u>(保健福祉事業)</u> 第3条の2 本市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の49の規定により、保健福祉事業として、紙おむつ給付事業を行う。 (保険料率等) 第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における、法第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項各号に掲げる区分に応じる割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">割 合</th> <th style="text-align: center;">保険料率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第</td> <td style="text-align: center;">1. 12</td> <td style="text-align: center;">72, 440円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割 合	保険料率（年額）	(略)			(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第	1. 12	72, 440円	<p>(規則への委任) 第3条 (略) (保険料率等) 第4条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項各号に掲げる区分に応じる割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">割 合</th> <th style="text-align: center;">保険料率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第</td> <td style="text-align: center;">1. 12</td> <td style="text-align: center;">72, 440円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割 合	保険料率（年額）	(略)			(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第	1. 12	72, 440円
区 分	割 合	保険料率（年額）																	
(略)																			
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第	1. 12	72, 440円																	
区 分	割 合	保険料率（年額）																	
(略)																			
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第	1. 12	72, 440円																	

292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下この項において「合計所得金額」と

292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額。以下この項において「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当し

いう。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)			ないもの イ (略)		
(7) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が <u>210万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)	1. 25	80, 850円	(7) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が <u>200万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)	1. 25	80, 850円
(8) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が <u>320万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)	1. 4	90, 550円	(8) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が <u>300万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)	1. 4	90, 550円

(略)

- 2 前項の表第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る保険料率は、同表の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 前項の表第1号に掲げる第1号被保険者 19,400円
- (2) 前項の表第2号に掲げる第1号被保険者 32,340円
- (3) 前項の表第3号に掲げる第1号被保険者 45,270円

(略)

- 2 前項の表第1号に掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る平成30年度の保険料率は、同表の規定にかかわらず、29,100円とする。
- 3 第1項の表第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る令和元年度の保険料率は、同表の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 第1項の表第1号に掲げる第1号被保険者 24,250円
- (2) 第1項の表第2号に掲げる第1号被保険者 37,190円
- (3) 第1項の表第3号に掲げる第1号被保険者 46,890円
- 4 第1項の表第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る令和2年度の保険料率は、同表の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 第1項の表第1号に掲げる第1号被保険者 19,400円
- (2) 第1項の表第2号に掲げる第1号被保険者 32,340円
- (3) 第1項の表第3号に掲げる第1号被保険者 45,270円

附 則

1－15 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する特例)

16 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同表第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(その額が零を下回るときは、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

17 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるの

円

附 則

1－15 (略)

は、「令和3年」と読み替えるものとする。

18 附則第16項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の秦野市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

介護保険料について

		改正前		改正後			
		区分	所得段階 (負担割合) 保険料額	区分	所得段階 (負担割合) 保険料額		
本人が住民税非課税	世帯全員非課税	生活保護受給者又は、課税年金収入と合計所得金額(特別控除後)の合計が80万円以下の人	第1段階 (基準額×0.3) 年額 19,400円	変更なし			
		課税年金収入と合計所得金額(特別控除後)の合計が80万円～120万円の人	第2段階 (基準額×0.5) 年額 32,340円				
		課税年金収入と合計所得金額(特別控除後)の合計が120万円を超える人	第3段階 (基準額×0.7) 年額 45,270円				
	世帯課税	課税年金収入と合計所得金額(特別控除後)の合計が80万円以下の人	第4段階 (基準額×0.9) 年額 58,210円				
		課税年金収入と合計所得金額(特別控除後)の合計が80万円を超える人	第5段階 (基準額) 年額 64,680円				
本人が住民税課税		前年の合計所得金額(特別控除後)の合計が120万円未満の人	第6段階 (基準額×1.12) 年額 72,440円			変更なし	
		前年の合計所得金額(特別控除後)の合計が120万円以上200万円未満の人	第7段階 (基準額×1.25) 年額 80,850円				
		前年の合計所得金額(特別控除後)の合計が200万円以上300万円未満の人	第8段階 (基準額×1.40) 年額 90,550円				
		前年の合計所得金額(特別控除後)の合計が300万円以上400万円未満の人	第9段階 (基準額×1.50) 年額 97,020円				
		前年の合計所得金額(特別控除後)の合計が400万円以上600万円未満の人	第10段階 (基準額×1.70) 年額 109,950円				
		前年の合計所得金額(特別控除後)の合計が600万円以上800万円未満の人	第11段階 (基準額×1.90) 年額 122,890円				
		前年の合計所得金額(特別控除後)の合計が800万円以上1,000万円未満の人	第12段階 (基準額×2.10) 年額 135,820円				
		前年の合計所得金額(特別控除後)の合計が1,000万円以上の人	第13段階 (基準額×2.30) 年額 148,760円				
			変更なし				

令和3年1月26日
高齡介護課作成

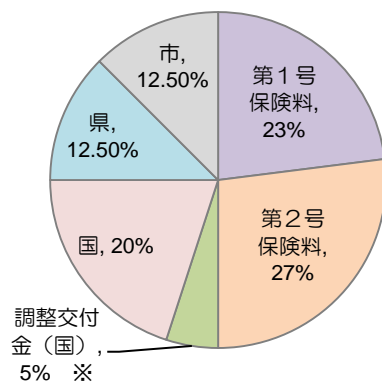
介護保険条例の一部改正について

1 介護保険サービスの財源構成について

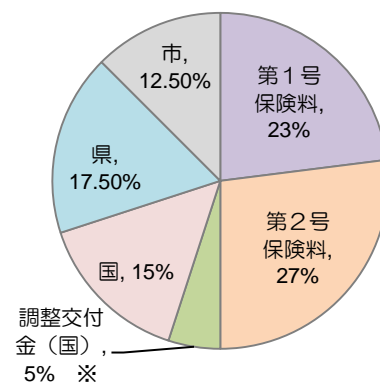
介護保険サービスは、原則として費用の1割～3割が利用者負担で、残りの9割～7割を公費（国・県・市）と介護保険の加入者（被保険者）の介護保険料で負担する。

■ 介護給付費財源構成

<居宅給付費>



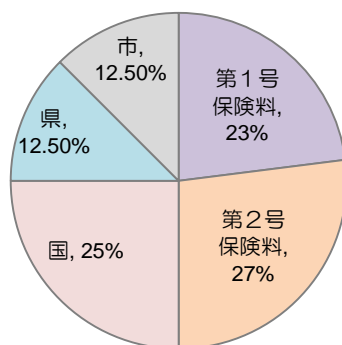
<施設等給付費>



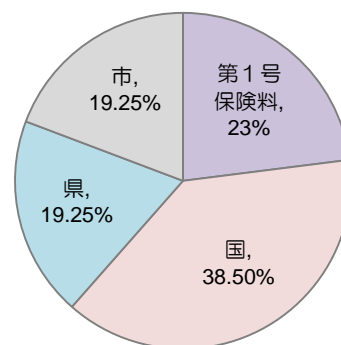
※ 国の負担分のうち、財政調整交付金として全国平均で5%が各市町村間の高齢者の年齢構成や所得分布に応じて交付される。交付割合が5%未満の場合は、差分が第1号被保険者の負担となる。

■ 地域支援事業費財源構成

<介護予防・日常生活支援総合事業>



<包括的支援事業、任意事業>



2 介護保険給付費および第1号被保険者介護保険料について

高齢者人口の増加に伴う介護保険サービス利用者の増加やこれまでの施設整備等の状況により、第8期計画期間における3年間の給付費等の総額を、約401億円と見込みました。

この給付費等総額に第1号被保険者負担割合（23%）を乗じたものが第1号被保険者負担分相当額となります。これに、調整交付金（法定分5%から交付見込割合を減じたもの）や特別給付費を加え、介護給付費等準備基金や保険者機能強化推進交付金等を減じたものが介護保険料収納必要額となります。

さらに、予定保険料収納率を加味し、被保険者数で除することにより保険料基準額を算定しています。

介護保険料基準額は、準備基金や交付金を活用することにより、基準額を月額5,390円に据置き、このコロナ禍において利用者負担を最大限抑えるものです。

A	介護保険給付費等総額		40,100,215 千円	A=B+C
	B	標準給付費見込額	38,279,641 千円	
	C	地域支援事業費	1,820,574 千円	※Cのうち総合事業費 852,648 千円(C1)
D	第1号被保険者負担分相当額		9,223,049 千円	D=A×E (給付費等の総額 に負担割合を乗じる)
	E	第1号被保険者負担割合	23.0%	
F	保険料収納必要額		9,632,951 千円	F=D+(G-H)+I-J-K
	G	調整交付金相当額	1,956,614 千円	G=(B+C1)×5%
	H	調整交付金見込額	414,572 千円	
	I	特別給付費（保健福祉事業）	23,860 千円	※紙おむつ給付事業
	J	介護保険給付費等準備基金取崩額	970,000 千円	
	K	保険者機能強化推進交付金等	186,000 千円	
L	予定保険料収納額		9,718,473 千円	L=F/M(必要額を 収納率で除す)
	M	予定保険料収納率	99.12%	
N	保険料基準額（月額）		5,390 円	N=L÷O÷12月
	O	3年間の第1号被保険者数	150,246 人	

3 調整交付金について

現在、国からの調整交付金は、「第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合」及び「第1号被保険者の所得段階（1～9段階）別加入割合」の差により生じる水準格差を埋めるために交付されているが、方法の見直しが行われる。（参考）本市の交付割合：令和元年度 1.01%

※ 調整交付金における後期高齢者の加入割合について

（現行）要介護認定率により調整



（第8期中）各年度において要介護認定率により算定した係数と介護給付費により算定した係数を2分の1ずつ組合せて調整

上記見直し反映後の調整交付金

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	合計
相当額	626,345千円	651,373千円	678,896千円	1,956,614千円
見込額	70,151千円	139,394千円	205,027千円	414,572千円
割合	0.56%	1.07%	1.51%	1.04%

相当額(G)-見込額(H) = 1,542,042千円が第1号被保険者の負担

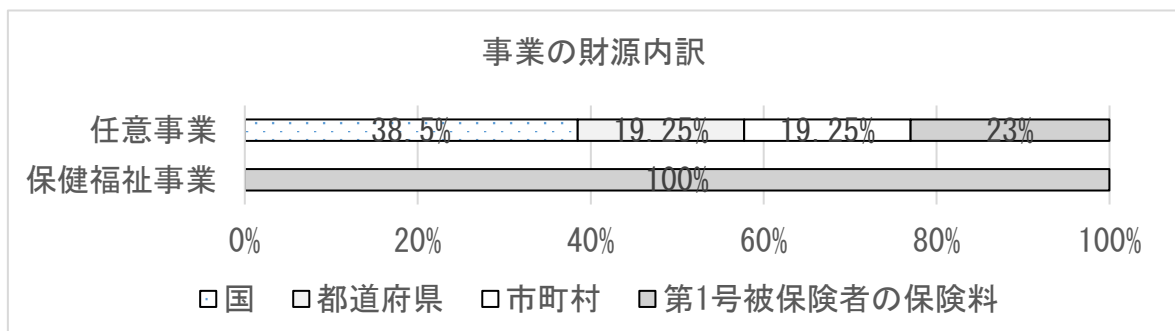
4 紙おむつ給付事業について

平成27年より事業の廃止・縮小が求められていた地域支援事業の任意事業での介護用品の支給については、厚生労働省通知により令和3年度以降は対象者を本人非課税者のみにすることが示されましたが、介護家族の支援をできる限り継続するため、本事業を任意事業から保健福祉事業に位置付け、実施するものです。

(円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
給付費	6,721,000	8,352,000	8,686,000	23,759,000
郵送費	31,000	34,000	36,000	101,000
合計	6,752,000	8,386,000	8,722,000	23,860,000

支給限度額 月額 6,250円（本人負担：（1割）625円（3割）1,875円）



5 介護保険給付費等準備基金の状況について

第7期計画策定時には、第6期計画終了時の基金積立額9億6千万円のうち6億円を活用する計画としましたが、第7期の取り崩し額は2億8千万円程度の取崩しに留まる見込みであり、保険料剰余金等の収入が上回ったことから、基金残高は10億9千万程度となる見込みです。

第8期計画では、保険料抑制のため9億7千万円を活用するものです。

(円)

計画	収入		支出	基金残高
	利息	積立	取崩し額	
第4期	1,468,340	96,931,073	237,396,000	281,861,950
第5期	980,988	471,875,438	400,000,000	354,718,376
第6期	709,353	607,518,796		962,946,525
第7期見込	298,820	408,913,304	282,215,000	1,089,943,649
第8期計画	(計画上活用額)		970,000,000	119,943,649

6 保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金について

国からの交付金であり、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に向けた取組を支援するため、地域支援事業や保健福祉事業等に活用します。

(円)

(参考)	保険者機能強化 推進交付金	保険者努力支 援交付金	合計
令和2年度実績	39,442,000	40,824,000	80,266,000
令和3年度見込	39,256,900	40,182,000	79,438,900
第8期計画	92,000,000	94,000,000	186,000,000

7 介護保険法施行令の一部改正に伴う特例を定めることについて

給与所得又は公的年金等に係る所得を有する者に係る介護保険料の算定方法の特例を定めます。平成30年度の税制改正により、基礎控除額の引上げに伴い、給与所得控除と公的年金等控除が10万円引き下げられますが、この控除の見直しにより第6段階～12段階までの者が不利益が生じないように、10万円の控除を受けられるようにするものです。

8 介護保険法施行規則の一部改正に伴う基準所得金額の改正について

税制改正において、個人所得課税の見直しに伴い、介護保険制度において不利益が生じないように、第1号被保険者の所得分布調査の結果を踏まえ第7～9段階の基準所得金額を変更するものです。

第 7 期			第 8 期	
段階 (割合)	対象者		対象者	
第 7 段階	本 人 住 民 税 課 税	前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人	前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	
第 8 段階		前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	
第 9 段階		前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の人	

所得段階	保険料額 (年額)	第7期見込(人)	第8期 (人)	(参考)第 8 期 予算額
第7段階(×1.25)	80,850	22,879	22,669	1,832,788,650
第8段階(×1.40)	90,550	12,078	12,177	1,102,627,350
第9段階(×1.50)	97,020	5,052	5,219	506,347,380
合計		40,009	40,065	3,441,763,380

9 低所得者の介護保険料軽減措置について

消費税率引き上げによる低所得者対策として、平成 27 年度から低所得者保険料の公費による軽減を第 1 段階について開始し、令和元年度に第 3 段階まで軽減を拡大し実施しているが、令和 3 年度においても継続する。(軽減に関する財源は公費、国 1 / 2 県 1 / 4、市 1 / 4)

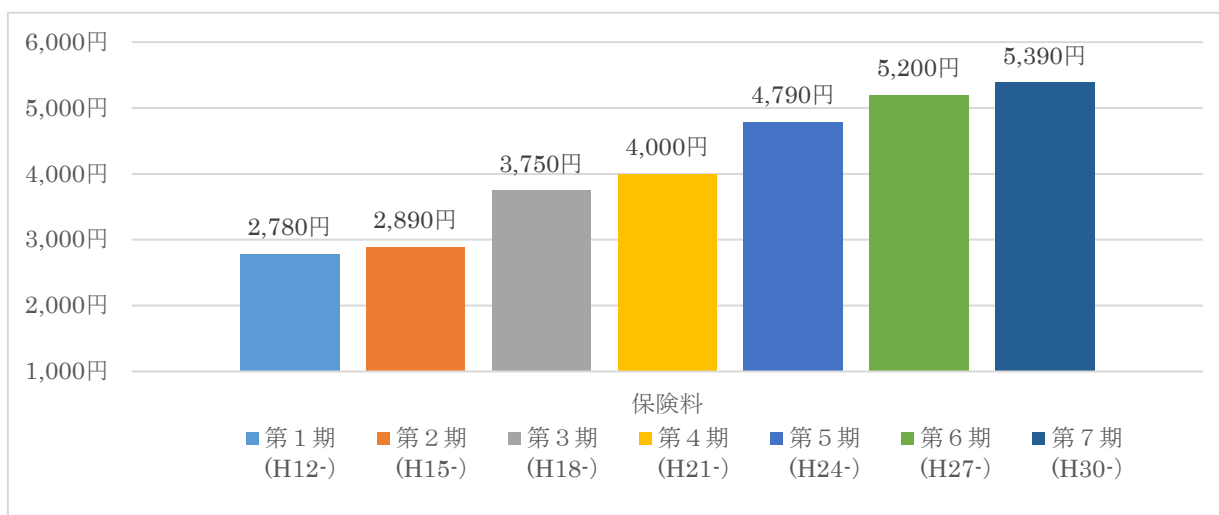
保険料基準額に対する割合と保険料等

所得段階	平成30年度		令和元年度 (1/2実施)				令和 2 年度以降 (完全実施)				
	割合	保険料 年額(円)	軽減幅	割合	年額(円)	軽減額	軽減幅	割合	保険料 年額(円)	軽減額	
1	※0.5 ⇒ 0.45	32,340 ⇒29,100	⇒	0.075	0.375	24,250	8,090	0.075	0.3	19,400	12,940
2	0.65	42,040		0.075	0.575	37,190	4,850	0.075	0.5	32,340	9,700
3	0.75	48,510		0.025	0.725	46,890	1,620	0.025	0.7	45,270	3,240

	軽減前 割合	軽減後 割合	軽減額 (円)	人数 (人)	軽減額合計 (円)
1	0.5	0.3	12,940	20,450	264,623,000
2	0.65	0.5	9,700	9,962	96,631,400
3	0.75	0.7	3,240	10,727	34,755,480
合 計					396,009,880

(国 1/2 負担 198,004,940 円, 県・市 1/4 負担 99,002,470 円)

9 介護保険料の推移



議題4

政策会議付議事案書 (令和3年1月26日)

提案課名 会計課

報告者名 高橋 邦彦

事案名	金融機関からの要望への対応について	④ 資料 無
目的・必要性	三井住友銀行から納付書による公金収納（三井住友銀行本・支店等における窓口収納）の取扱いに対し、役務手数料の負担を求める旨の要望がありましたので、本市の対応について方針を定めるものです。	
経過・検討結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 これまでの金融機関からの要望 令和元年9月10日 政策会議において、三菱UFJ銀行からの「納付書による窓口収納に対し手数料を求める要望」について、本市として手数料を負担しないことを決定。 2 三井住友銀行からの要望の経過 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和2年11月16日 窓口収納の取扱いに対し、現在無料となっている役務手数料の負担に関する検討要望資料を受理 (2) 同年12月2日 事務統括部事務支援グループ部長代理から要望の内容を聞き取り。 (3) 同年12月11日 窓口収納（納付書による収納）手数料見直しの要望文書を受理 3 要望の趣旨、要旨 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年4月1日収納分より、納付書による収納1件あたり200円（消費税別）を役務手数料として負担していただきたい。 (2) 窓口収納に係る手数料を市が負担できない場合は、取扱いを終了する。 (3) この要望を撤回、あるいは金額を引き下げる考えはない。 (4) この要望に対する回答は、令和3年2月末日までにいただきたい。 (5) 取引のあるすべての自治体に順次依頼していく予定である。 (6) 口座振替による公金収納は継続する（現時点での値上げの予定はない）。 (7) 銀行取引のデジタル化ペーパーレス化の進展に伴い、店舗を構える必要性が低下しており、三井住友銀行では支店数を減らし、多くの支店では現金を取扱わない方向で検討を進めている。 	

経過・検討結果	<p>4 要望に対する検討結果</p> <p>各課に照会したところ、納付書1件当たり200円という高額な負担に応じることで三井住友銀行窓口における税・公金収納を継続する必要性のある旨の回答をした課はありませんでした。</p> <p>今後、コンビニやスマートフォンを利用した納付が拡大することで、金融機関での納付書による窓口納付は減少するため、影響は次第に小さくなると見込まれます。</p> <p>そこで、納付書による公金収納に係る手数料は負担しないものとします。</p> <p>【窓口手数料を負担する場合の影響額】 (令和2年10月から11月までの実績に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三井住友銀行への負担 200円/件×1.1×約3,700件/2か月×6=4,884,000円/年 ・ 本市の公金を取り扱う全銀行への負担 200円/件×1.1×約45,000件/2か月×6=59,400,000円/年
決定等を要する事項	<p>三井住友銀行から要望された納付書による公金収納に係る役務手数料は負担しないこと。</p>
今後の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年2月 三井住友銀行に、本市の方針について回答 2 令和3年度中 <ul style="list-style-type: none"> ・ 三井住友銀行での秦野市税・公金の窓口納付終了を、ホームページに掲載 ・ 納付書の取扱い金融機関一覧から三井住友銀行を削除



2020年12月10日

秦野市 御中

秦野市収納代理金融機関
株式会社三井住友銀行
事務統括部 部長 [REDACTED]

窓口収納(納付書による収納)手数料見直しのご依頼

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊行は貴団体の収納代理機関として、税公金収納の取扱を行っておりますが、納付書による窓口収納(納付書を使用したATMによる収納含む)については、納付書の点検、仕分け、集計、指定金融機関への送付等、他の納付手段と比較して大きな事務処理負担が発生しております。

「骨太方針」の中で、行政のデジタル化が掲げられており、貴団体におかれましても、ご検討をされていると存じますが、口座振替やPay-easy等の非対面取引への移行を推進いただきますよう、お願いいたします。

なお、非対面取引に移行しても残存する窓口等での納付につきましては、弊行が当該事務を安定的に継続していくため、下記の通り費用のご負担をいただきたく、お願い申し上げます。弊行といたしましては、今後とも、貴団体のご期待に沿えるよう、収納代理金融機関としての責務を果たして参る所存でございます。事情をご賢察のうえ、何卒、ご検討賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|-------------|--|
| 1.手数料額 | 200円(納付書1件あたり、消費税別) |
| 2.対象の収納手続 | 弊行本支店窓口での納付書収納分(税公金対応ATM分を含む) |
| 3.適用開始日 | 2022年4月1日収納分より |
| 4.ご承諾頂けない場合 | 弊行本支店窓口での納付書収納分(税公金対応ATM分を含む)について、2022年4月1日収納分より、収納代理機関としての窓口取扱いを取止め |
| 5.ご回答期限 | 2021年2月末 |

以上

政策会議付議事案書（令和3年1月26日）

提案課名 学校教育課

報告者名 久保田 貴 上條 秀香

<p>事案名</p>	<p>秦野市学校給食の実施に関する条例を制定することについて</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的 ・必要性</p>	<p>中学校給食の完全実施に合わせ、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を導入して本市が徴収及び管理を行うとともに、学校給食費の額等の重要事項に係る調査又は審議等を行う「秦野市学校給食運営審議会」を設置するため、「秦野市学校給食の実施に関する条例」を制定するものです。</p>	
<p>経過 ・検討結果</p>	<p>令和2年7月 令和2年度第1回総合教育会議において、市長並びに教育委員が「中学校給食費の徴収及び管理は、公会計制度により行う」ことを確認</p> <p>〃 7月定例教育委員会会議において、「中学校給食費の徴収及び管理は教育委員会が行い、その会計処理は公会計制度によることとし、中学校給食費は条例及び規則で定めること」を協議</p> <p>〃 8月 8月定例教育委員会会議において、地場産物を活用した中学校給食の献立、年間実施回数等について協議</p> <p>〃 9月 9月定例教育委員会会議において、中学校給食費の算定について協議</p> <p>〃 12月 市議会第4回定例会において、学校給食費管理システムの導入に係る補正予算（債務負担行為）が可決</p> <p>〃 令和2年度第2回総合教育会議において、市長並びに教育委員が「小学校給食費の徴収及び管理についても速やかに公会計制度に移行すること」を確認</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 学校給食費の徴収及び管理に関すること 本市の小学校13校及び中学校9校の学校給食費を一般会計に組み入れ、公会計制度による徴収及び管理を行うため、その取扱いについて条例で定めず。 なお、中学校給食は令和3年12月1日から、小学校給食は令和4年4月1日から条例を適用し、公会計制度による徴収及び管理を開始します。</p> <p>2 学校給食費の額の決定に関すること 学校給食費の額は、この条例で定める「秦野市学校給食運営審議会」に諮問し、その答申を尊重して教育委員会規則で定めます。 なお、給食費の決定、徴収、減免等に関する事務は教育委員会に委任します。</p> <p>3 秦野市学校給食運営審議会の設置に関すること 市長からの諮問に応じ、学校給食費の額その他重要事項に係る調査又は審議等を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議する「秦野市学校給食運営審議会」の設置について条例で定めます。</p> <p>(1) 名称 秦野市学校給食運営審議会</p> <p>(2) 委任事項 学校給食事業の実施に関する重要事項に係る調査又は審議等に関すること。</p> <p>(3) 委員定数 10名以内（児童及び生徒の保護者等を代表する者、公募による市民、学識経験者、その他市長が認める者）</p>	

今後の取扱い	令和3年2月	1) 2月定例教育委員会会議において「秦野市学校給食の実施に関する条例を制定することについて」審議
	〃	2) 令和3年第1回定例会に「秦野市学校給食の実施に関する条例を制定することについて」上程
	〃 3月	3) 市長の権限のうち、学校給食事業に関する事項を教育委員会に事務委任
	〃 4月	4) 「秦野市学校給食運営審議会規則」を制定
	〃	5) 4月定例教育委員会会議において、「学校給食費の徴収及び管理等（規則で定める事項）について」及び「学校給食センター（仮称）条例の制定について」協議
	〃	6) 学校給食運営審議会を開催し、「中学校給食費の額を定めることについて」諮問
	〃 5月	7) 中学校給食費の額を決定し、「秦野市学校給食の実施に関する条例施行規則」を制定
	〃	8) 政策会議に「秦野市学校給食センター（仮称）条例の制定について」を附議
	〃	9) 5月定例教育委員会会議において、「秦野市学校給食センター（仮称）条例の制定について」審議
	〃 6月	10) 令和3年第2回定例会に「秦野市学校給食センター（仮称）条例の制定について」上程
	〃 9月	11) 秦野市学校給食センター（仮称）が完成
	〃 10月	12) 秦野市学校給食センター（仮称）内に担当組織の事務室を開設
	〃 12月	13) 中学校完全給食の提供及び公会計制度による中学校給食費の徴収等を開始
	令和4年4月	14) 小学校給食に条例を適用し、教育委員会が小学校給食費の徴収等を開始

秦野市学校給食の実施に関する条例を制定することについて

秦野市学校給食の実施に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

学校給食法第 4 条の規定に基づく学校給食の実施について、必要な事項を定めるため、制定するものであります。

秦野市学校給食の実施に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。次条において「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準じる者として規則で定める者をいう。

(学校給食の実施)

第3条 本市は、秦野市立学校の設置に関する条例（昭和39年秦野市条例第15号）別表第1に掲げる小学校に在籍する児童及び別表第2に掲げる中学校に在籍する生徒並びにこれらの学校に勤務する教職員その他の規則で定める者（次条及び第5条において「教職員等」という。）を対象に学校給食を実施する。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等及び教職員等から学校給食費を徴収するものとし、その額は規則で定める。

(学校給食費の納付)

第5条 保護者等及び教職員等は、学校給食費を規則で定める納期限までに納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、規則で定めるところにより学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(秦野市学校給食運営審議会の設置)

第7条 教育委員会の附属機関として秦野市学校給食運営審議会（以下この条において「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、学校給食の実施に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査又は審議を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議する。
- 3 審議会は、10名以内の委員により組織する。
- 4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第7条及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 小学校における学校給食については、令和4年4月1日からこの条例の規定を適用する。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第78号を第79号とし、第77号の次に次の1号を加える。

(78) 秦野市学校給食運営審議会の委員

第2条第1項本文中「前条第1号から第77号まで」を「前条第1号から第78号まで」に改め、同条第2項中「前条第78号」を「前条第79号」に改める。

別表第1に次のように加える。

秦野市学校給食運営審議会の委員	日額 7,800円
-----------------	-----------

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第77号まで」を「条例第1条第1号から第78号まで」に、「条例第1条第78号」を「条例第1条第79号」に改める。

秦野市学校給食の実施に関する条例施行規則制定案要綱

1 保護者に準じる者

条例第 2 条第 3 号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法第 4 7 条第 3 項の規定により監護について必要な措置をとる児童福祉施設の長等
- (2) その他保護者に準じる者として教育長が認める者

2 児童及び生徒以外の学校給食の対象者

条例第 3 条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 秦野市立学校の設置に関する条例別表第 1 に掲げる小学校又は別表第 2 に掲げる中学校に勤務する教職員
- (2) 調理業務に従事する職員（調理業務に係る受託事業者の職員を含む。）
- (3) 学校給食主管課職員のうち学校給食に係る事務を担当するもの
- (4) 臨時に学校給食の喫食を希望する者（臨時喫食者）

3 学校給食の実施基準回数

学校給食の実施基準回数は、年度ごとに定めること。

4 学校給食の申込み

学校給食を受けようとする児童又は生徒の保護者等、教職員等及び臨時喫食者は、学校給食申込書を提出しなければならないこと。

5 学校給食の停止及び欠食

児童若しくは生徒又は教職員等が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの各号に定める期間、その者の学校給食を停止し、又は欠食とするものとする。

- (1) 食物アレルギー等の疾患により牛乳、牛乳以外の学校給食又は学校給食の全部を摂取することができないことについて、医師の診断を受けている場合 これらを摂取することができない期間
- (2) 7 日以上連続して学校給食を受けることができない場合 学校給食を受けることができない期間
- (3) その他教育長が特に必要であると認める場合 教育長が認める期間

6 学校給食費の額

条例第 4 条の規定により規則で定める学校給食費の額は、1 食当たりの額

を定めること。ただし、食物アレルギー等の疾患により牛乳又は牛乳以外の学校給食を停止されているときは、次の各号に定める額とすること。

- (1) 牛乳の学校給食を停止されている場合 1食当たりの額から牛乳に係る費用に相当する額を控除した額
- (2) 牛乳以外の学校給食を停止されている場合 牛乳に係る費用に相当する額

7 学校給食費の徴収

保護者等及び教職員等から次の各号に定める額を学校給食費として徴収すること及び臨時喫食者から学校給食費を徴収すること。

- (1) 4月から翌年の2月（中学校3年生は、1月）まで（8月及び次号に掲げる月を除く。） 学校給食費の額に実施基準回数を乗じて得た額をその年度の学校給食を実施する予定の月数で除して得た額
- (2) 3月（中学校3年生は、2月）及び転出その他の理由により学校給食を受けなくなった場合におけるその理由が発生した日の属する月 学校給食費の額にその年度において学校給食を受けた回数に乗じて得た額から既に徴収した額を減じた額

8 学校給食費の納期限

条例第5条の規則で定める納期限は、毎月27日とすること。ただし、臨時喫食者にあつては、納入通知書に指定する日とすること。

9 学校給食費の減免

条例第6条の規定により規則で定める学校給食費の減免の基準は、次に定めるとおりとすること。

- (1) 火災、風水害、地震その他これらに類する災害により学校給食費の支払が困難と認めるときは、学校給食費の全額を免除する。
- (2) その他教育長が特に必要と認めるときは、教育長が定める額を減額する。

10 様式

規則の規定により使用する様式を定めること。

11 施行期日

令和3年12月1日とすること。

12 経過措置

小学校における学校給食については、令和4年4月1日から規則の規定を適用すること。

秦野市学校給食運営審議会規則制定案要綱

1 委員

秦野市学校給食運営審議会の委員は、10名とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱すること。

- (1) 児童又は生徒の保護者等を代表する者
- (2) 公募の市民
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期

委員の任期は、2年とすること。ただし、再任することができるものとする。

3 施行期日

公布の日とすること。

政策会議付議事案書 (令和3年1月26日)

提案課名 行政経営課

報告者名 五味田 直史

事案名	公共施設再配置計画第2期基本計画の策定について	<input checked="" type="checkbox"/> 有 資料 無
目的・必要性	<p>令和3年度を始期とする公共施設再配置計画第2期基本計画前期実行プランは、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年夏に予定していた市民意見の聴取が秋にずれ込んだことから、その策定時期を「令和3年5月末」として策定作業を進めてきました。</p> <p>また、今月7日には2回目の緊急事態宣言が発出され、計画策定の最終段階と位置付けている公共施設フォーラムによる市民意見の聴取が困難となり、集約化の時期などについて明記する予定であった実行プランの策定が困難な状況となっています。</p> <p>再配置計画は、総務省が今年度末までの策定を要請している「個別施設計画」に該当するため、未策定の場合には補助金や有利な起債の申請ができなくなるほか、市民や庁内に対して、再配置の取組みが後退したかのような印象を与えてしまう恐れがあるため、実行プランを除いた形で再配置計画を策定する必要があります。</p>	
経過・検討結果	<p>平成22年10月 再配置に関する方針策定</p> <p>平成23年 3月 公共施設再配置計画第1期基本計画前期実行プラン策定</p> <p>平成28年 3月 公共施設再配置計画第1期基本計画後期実行プラン策定</p> <p>平成29年 3月 公共施設等総合管理計画策定</p> <p>平成31年 4月 第2期基本計画の策定に着手</p> <p>令和 2年10月 } 公共施設フォーラム2020を市内12会場で開催 " 11月 } (夏の予定を延期して開催)</p> <p>" 11月 市議会会派懇談会でフォーラム開催結果を報告</p> <p>" 11月~ 各課調整</p>	
決定等を要する事項	<p>1 公共施設の再配置に関する方針の修正及び第2期基本計画について、本年5月末に策定すること。</p> <p>2 実行プランは、2025年までの具体的な実施予定や、施設別の方向性を示すものであるため、地域の意見を聴取できる状況となってから改めて策定すること。</p>	
今後の取扱い	<p>令和3年2月 2日 次期再配置計画の策定内容及び時期について定例部長会議において報告</p> <p>" 2月 8日~次期再配置計画の策定内容及び時期について3月議会会派懇談会において報告</p> <p>" 4月 1日 第2期基本計画素案(再配置に関する方針及び第2期基本計画)について定例部長会議において報告</p> <p>" 4月16日 第2期基本計画素案(再配置に関する方針及び第2期基本計画)について議員連絡会において報告 パブリックコメント実施</p> <p>" 5月末 第2期基本計画(再配置に関する方針及び第2期基本計画)策定</p>	

公共施設再配置計画第2期基本計画の策定について

令和3年1月26日


行政経営課

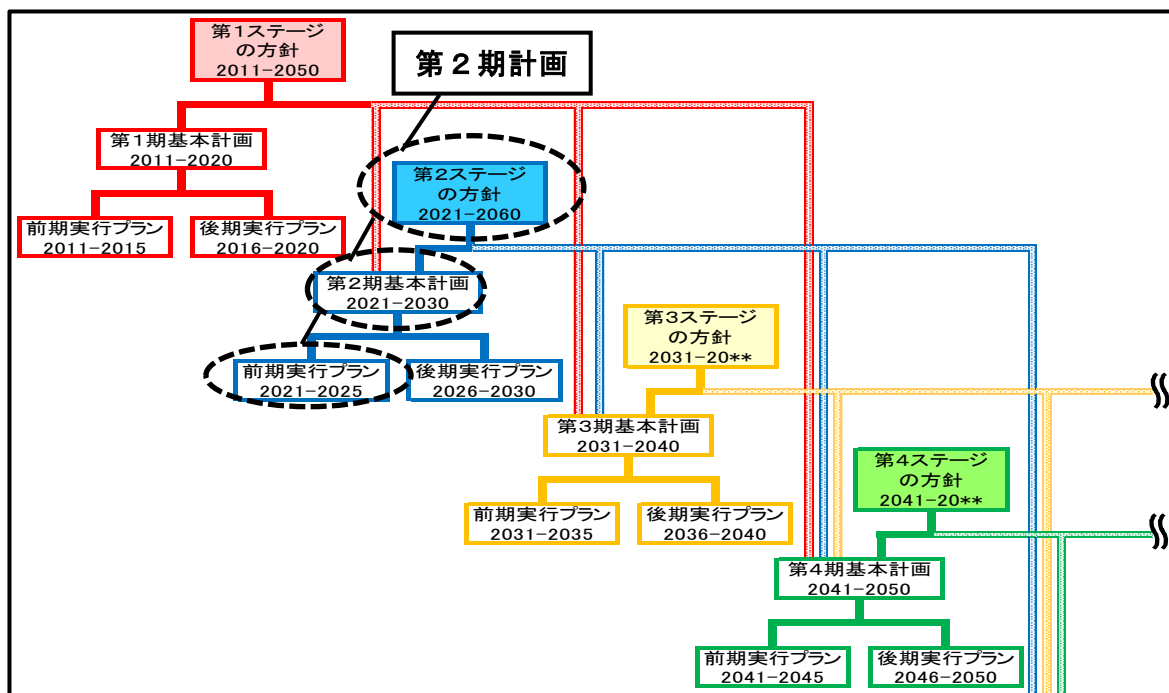
令和3年度(2021年度)を始期とする「公共施設再配置計画・第2期計画」は、令和3年3月策定を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年夏に予定していた公共施設フォーラムの開催が秋にずれ込んだことから、策定期を「令和3年5月末」を予定に作業を進めてきました。

しかし、1月7日には2回目の緊急事態宣言が発出され、計画策定の最終段階での「公共施設フォーラム」による市民意見の聴取ができなくなり、集約化の時期などを示した「前期実行プラン」の策定が困難な状況となっています。

そこで、第2期計画を3層構造で構成する①「第2ステージの方針(40年間)」、②「第2期基本計画(10年間)」、③「前期実行プラン(5年間)」のうち、①及び②は予定どおり令和3年5月末に策定しますが、③は感染症の影響を見極め、できる限り早期の策定を目指すよう改めます。

1 再配置計画の構成

 が令和3年度を始期とする第2期計画に関する部分です。



2 再配置に関する方針(第2ステージ) 令和3年5月末に策定

計画開始年度から40年間を見据えたもので、4つの方針で構成されてい

ます。再配置計画の基本的な方向性を示しているため、第2期計画に引き継ぐこととなりますが、【方針2】施設更新の優先度及び【方針3】数値目標は、一部を修正する予定です。

【方針1】基本方針 **継続**

①	原則として、新規の公共施設(ハコモノ)は建設しない。建設する場合は、更新予定施設の更新を同面積(コスト)だけ取りやめる。
②	現在ある公共施設(ハコモノ)の更新は、できる限り機能を維持する方策を講じながら、優先順位を付けたうえで大幅に圧縮する。
③	優先度の低い公共施設(ハコモノ)は、すべて統廃合の対象とし、跡地は賃貸、売却によって、優先する施設整備のために充てる。
④	公共施設(ハコモノ)は、一元的なマネジメントを行う。

【方針2】施設更新の優先度 **アンダーライン箇所を一部修正**

「最優先」「優先」「その他」の3区分で更新の優先度を定めているもので、第1期計画では「最優先」のみ具体的な機能を定めています。

第2期計画では、最優先の機能を継続するとともに、2年に1回実施しているアンケート調査の結果などを参考に、「優先」の機能を具体的に定めていく予定です。

区分	施設の機能	第2期計画での修正内容
最優先	義務教育 子育て支援 行政事務スペース	継続
優先	アンケート結果など、客観的評価に基づく市民ニーズを踏まえ、計画の中で維持することを優先的に検討する機能	具体的な機能を記載予定
その他	上記以外の機能	継続

【方針3】数値目標 **アンダーライン箇所を一部修正**

全ての公共施設を現行面積のまま耐用年数で建て替えた場合の費用を基に、床面積削減による管理運営費及び建築費用の削減効果を見込んで計算したものです。

第1期計画では2011年から2050年までの40年間ににおける床面積の削減目標を31.3%としています。

第2期計画では、期間を2021年から2060年までの40年間に変更して計算します。削減割合は第1期計画よりも増加する見込みです。

【方針4】再配置の視点 **継続**

公共施設の再配置を、本市の置かれている現状や将来の行財政運営に関する各種の推計、公共施設白書に記載している各施設の現状と課題を踏まえたうえで、次の5つの視点によって推進していくものとしています。

「備えあればうれいなし」 視点1 将来を見据えた施設配置を進めます
「三人寄れば文殊の知恵」 視点2 市民の力、地域の力による再配置を進めます
「三方一両得」 視点3 多機能化等によるサービス向上と戦略的経営を進めます
「無い袖は振れぬ」 視点4 効率的・効果的な管理運営を進めます
「転ばぬ先の杖」 視点5 計画的な施設整備を進めます

3 基本計画 **令和3年5月末に策定**

総合計画の計画期間と連動した10年間の方向性を定めたものです。

第1期計画では、「総括的事項」10項目、「施設別事項」9項目及び「シンボル事業」3項目で構成されています。

第2期計画では、第1期計画を基礎としながら、実施済み事項の整理や新たな課題への対応の追加により、計画期間である10年間に加えて、コンクリート劣化度調査等に基づく構造躯体に対する耐用年数などを記載して、方向性を示す予定です。

4 実行プラン **策定期期を延期**

基本計画の10年の前後5年間の期間としています。

第1期計画では、基本計画と一体的に各施設の方向性と計画期間中の実施年度が記載されていますが、第2期計画では、基本計画に基づく計画期間中の実施年度のほか、計画期間以降の集約化の時期を示す予定です。

なお、策定期期については、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、新たな日常に対応した情報提供手段による市民意見の聴取を検討するとともに、「公共施設フォーラム」開催による直接的な意見聴取、地域・団体への説明などを経て、できるだけ早期に、かつ適切な時期に策定したいと考えています。

5 策定のイメージ

	策定期期	第2期計画 2021～2030	第3期計画 2031～2040	第4期計画 2041～2050	第5期計画 2051～2060	
①方針	令和3年	→				
②基本計画	5月末	→	計画期間以降も物理的な耐用年数を示して方向性を記載			
③実行プラン(前期)	延期	→	基本計画に基づく具体的な実施年度や計画期間以降の集約化の時期等を記載			